十五　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、以下のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　特定重要設備（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ　特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム

ハ　特定重要設備の重要維持管理等（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。以下このハにおいて同じ。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

十六　小分類四二一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。）に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）のために特に設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

十七　クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ　暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ　主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

十八　特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　日本標準商品分類の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物